# 移動支援(<mark>身体介護を伴う)</mark>の時間帯をまたがる場合の 請求サービスコードについて

## **<早朝・日中・夜間・深夜の時間帯について>**

時間帯		
早朝	6時~8時	
日中	8時~18時	
夜間	18時~22時	
深夜	22時~6時	

### 1 加算の時間帯を一切またがらない場合

加算の時間帯を一切またがらない場合は、下記のとおり「○○のみ」の請求サービス コード(「日中2.0」等)で算定します。

例	請求サービスコード
6:00 ~ 8:00	「早朝2.0」
8:00 ~ 10:00	「日中2.0」
15:00 ~ 18:00	「日中3.0」
18:00 ~ 22:00	「夜間4.0」
0:00~ 1:00	「深夜1.0」

### 2 所要時間の最小単位の中で加算の時間帯をまたがる場合

所要時間の最小単位30分の中で加算の時間帯をまたがる場合は、下記のとおり算 定します。

### ア 最小単位30分の真ん中で加算の時間帯をまたがる場合

30分全てを前半15分の加算の時間帯で算定します。

### イ 最小単位30分の中でどちらかの加算の時間帯にかたよる場合

30分全てをかたよる方の加算の時間帯で算定します。

	例	請求サービスコード
5:45	~ 7:45	「深夜0. 5・早朝1. 5」
6:15	~ 8:15	「早朝2.0」
15:10	~ 18:10	「日中3.0」
15:20	~ 18:20	「日中2.5・夜間0.5」

# 3 最初の3時間以上で加算の時間帯をまたがる場合

最初の3時間以上で加算の時間帯をまたがる場合は、下記のとおり算定します。

### ア 最初の加算の時間帯

「○○のみ」の請求サービスコード(「日中3.0」等)で算定します。

### イ 上記アの後の異なる加算の時間帯

「○○増分」の請求サービスコード(「夜間増1.5」等)で算定します。

例	請求サービスコード
8:00 ~ 19:30	「日中10.0」「夜間増1.5」
15:00 ~ 20:00	「日中3.0」「夜間増2.0」
15:00 ~ 23:30	「日中3.0」「夜間増4.0」「深夜増1.5」

### 4 最初の3時間以内で加算の時間帯をまたがる場合

最初の3時間以内で加算の時間帯をまたがる場合は、下記のとおり算定します。

### ア 加算の時間帯をまたがる最初の3時間以内

「○○+○○」の請求サービスコード(「早朝 2. 0・日中 1. 0 」等)で算定します。

### イ 上記アの後の時間帯

「○○増分」の請求サービスコード(「日中増1.0」等)で算定します。

例			請求サービスコード
6:00	$\sim$	9:00	「早朝2.0・日中1.0」
6:00	$\sim$	10:00	「早朝2.0・日中1.0」「日中増1.0」
5:00	$\sim$	7:00	「深夜1.0・早朝1.0」
17:30	$\sim$	19:30	「日中0.5・夜間1.5」
17:00	$\sim$	22:00	「日中1.0・夜間2.0」「夜間増2.0」
17:00 ~ 23:00	「日中1.0・夜間2.0」「夜間増2.0」「深		
	夜増1.0」		